



業務委託契約書

22001933

1	委	託	業	務	名	学	校給:	食調理	理室の	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ゚キ	・ブリ	駆除》	及び箱	没鼠。	防鼠	委託	業務		44	-
2	場		.41		所	吹	大田市立小学校													
3	履	行		期	間	令	和 44	年 4	月14日	か	B	令和	5年	3月3	1日	まで		Š		
4	業	務	委	託	料				千	百	+	億	¥	1	7	万2	⁴ 2	_百	0	円 0
	う 及 で	5取引 び地方	に係	る消費税の	費税の額									¥	1	5	6	6,	0	0
5	契	約	の	保	証	免	除		4			•					15-			

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 4月14日

発注者 吹 田 市

代表者 吹田市長 後藤 圭

受 注 者

所 在 地 商号又は名称 代 表 者 大阪市中 7丁目8番12号 環境 朱式会社 代表取締 8 号 二



(総則)

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に明記されていない仕様がある時は、発注者と受注者が協議して定める。
- 3 この契約にかかる契約保証金は、吹田市財務規則第115条第1項第7号の規定により免除とする。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働 安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

- 第4条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を 発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要綱(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第13条の3各号に該当する者を受任者又は下 請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

穿

垒

54.

- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。 (特許権等の使用)
- 第5条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。 (現場代理人)
- 第6条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければ ならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(業務委託料の支払)

- 第12条 この契約に基づく委託代金は、年4回とし、受注者は、6月、9月、12月、3月の業務委託完了後、検査に合格したときは、発注者に対して、430,650円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額39,150円)の業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。 (発注者の解除権)
- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
 - (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) この契約に違反したとき。
- 第13条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (2) 第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
 - 第13条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表

する者をいう。) 又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又 は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団 又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
- (5) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 第13条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第13条、第13条の2及び前条の規 定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。 (受注者の解除権)
- 第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除する ことができる。
 - (1) 第8条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

- 第15条 受注者が、この契約に関して、第13条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第13条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。 (契約が解除された場合等の違約金)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 発注者が第13条、第13条の2又は第13条の3の規定に基づきこの契約を解除した 場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等

(違約金等の控除)

第17条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

- 第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品(委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第19条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補則)

第20条 この契約書に定めない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

学校給食調理室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠委託業務仕様書

- 1 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 2 吹田市立36小学校における、給食調理室及び配膳室のゴキブリ駆除及び殺鼠・防鼠業務を行う。
- 3 ゴキブリ駆除の施工方法
 - (1) 毎月 1 回 (年間 12 回)、虫体、ふん、脱皮殻の有無及びゴキブリトラップによる駆除を 行うこと。作業時間は月曜日から金曜日 (祝日は除く) の 12 時 30 分から 16 時 15 分ま でとすること。
 - ただし、本市より依頼があれば、原則回数に関係なく直ちに現場に急行し、作業を行うこと。
 - (2) 小学校の長期休業期間中の8 (または7) 月、12月、3月の年3回は薬剤による駆除を行 うこと。作業時間は月曜日から金曜日(祝日は除く)の8時00分から16時15分までと すること。
 - (3) 薬剤については、サフロチンMC (残留噴霧)、ヒドラメチルノン (ベイト(食毒剤))、 ゴキブリトラップ、同等品を使用すること。
 - (4) ゴキブリの生息が認められた場合は、給食調理過程において支障のない方法で完全に駆除し、必要に応じて薬剤の使用を行うこと。

4 殺鼠・防鼠の施工方法

- (1)毎月1回(年間12回)、鼠のふん、足跡(フットサイン)、鼠の穴、侵入箇所及び毒餌の食べ方の確認等の有無及び薬剤、粘着シート、毒餌による駆除を行うこと。 ただし、本市職員より依頼があれば、原則回数に関係なく直ちに現場に急行し、作業を行うこと。
- (2) 薬剤については、クマリン系殺鼠剤、粘着シート、毒餌(エンドックス)等、同等品を使用すること。
- (3) 鼠の生息が認められた場合は、侵入可能箇所の殺鼠処理及び給食調理過程において支障のない方法で完全に駆除し、必要に応じて薬剤の使用を行うこと。
- 5 薬剤散布を実施するものは、毒物劇物取扱者、衛生管理者の有資格者が行うこと。
- 6 毎月、事前に施行日時等の作業予定表を保健給食室に提出すること。
- 7 駆除等を行う際は、学校運営の安全に注意し、支障をきたさないこと。

- 8 毎月、保健給食室に施工及び管理に関する報告書を提出すること。
- 9 支払条件は、6月、9月、12月、3月の業務後の検査に合格後、請求書を提出するものとする。 提出された請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支 払うものとする。



小学校一覧

		放	設	名			所在地
吹	田	第	_	小	学	校	吹田市元町30番35号
吹	田	第	=	小	学	校	吹田市泉町3丁目15番18号
吹	田	第	Ξ	小	学	校	吹田市高城町18番39号
吹	田	東		小	学	校	吹田市幸町20番1号
吹	田	南		小	学	校	吹田市南吹田5丁目12番1号
吹	田.	第	六	小	学	校	吹田市南清和園町43番1号
千	里	第	==	小	学	校	吹田市片山町4丁目32番10号
千.	里	第	=	小	学	校	吹田市千里山松が丘25番1号
千	里	第	Ξ	小	学	校	吹田市千里山西2丁目13番1号
千	里	新	田	小	学	校	吹田市春日4丁目10番1号
佐	井	寺		小	学	校	吹田市佐井寺3丁目3番1号
東	佐	井	寺	小	学	校	吹田市五月が丘西4番1号
岸	部	第	_	小	学	校	吹田市岸部中2丁目19番1号
岸	部	第	=	小	学	校	吹田市岸部北4丁目12番1号
豊	津	第	_	小	学	校	吹田市江坂町1丁目15番42号
豊	津	第	=	小	学	校	吹田市江坂町2丁目5番1号
江	坂	大	池	小	学	校	吹田市江坂町3丁目13番1号
Щ	₹	1	小	Pi	学	校	吹田市山手町2丁目15番43号
片	ΙŢ	1	小		学	校	吹田市朝日が丘町16番1号
Ш	田	第	_	小	学	校	吹田市山田東2丁目33番2号
山	田	第	=	小	学	校	吹田市千里丘下19番1号
山	田	第	Ξ	小	学	校	吹田市山田西1丁目4番1号
山	田	第	五	小	学	校	吹田市山田西1丁目6番1号
東	-Щ	田		小	学.	校	吹田市青葉丘南15番10号
南	- Щ	田		小	学	校	吹田市千里丘西9番1号
西	山	田	1	小	学	校	吹田市山田西2丁目10番1号
北	山	田		小	学	校	吹田市山田北1番1号
干	里	丘	北	小	学	校	吹田市千里丘北1番30号
佐	竹	台	ď,	小	学	校	吹田市佐竹台4丁目12番1号
高	野	台		小	学	校	吹田市高野台2丁目16番1号
津	雲	台		小	学	校	吹田市津雲台4丁目7番1号
古	江	台		小	学	校	吹田市古江台5丁目6番1号
藤	白	台		小	学	校	吹田市藤白台3丁目3番1号
青	山	台		小	学	校	吹田市青山台2丁目5番1号
桃	Щ	台		小	学	校	吹田市桃山台1丁目5番1号
干	里:	たり	+ 2	4 月	、学	校	吹田市竹見台3丁目3番1号



業務委託契約書

22002895

1	委	託	業		務	名	吹	吹田市立保育所等ゴキブリ駆除業務													
2	場					所	吹	次田市立各保育所等													
3	履	行	Ť	期		間	令	今和 4年 5月30日 から 令和 5年 3月31日 まで													
4	業	務	委	į	託	料				千	百	+	億	千	¥	3	万 8	5	0	0	0
	う 及	ち取引 び 地 :	に停 方消	系る 費	消費 税の	費税)額										¥	3	5	0	0	0
5	契	約	の	,	保	証	免	除													
6	適	用	除	外	条	項	第:	3条、	第7多	Ř.											

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり。)によって公正な委託契約を締結し、 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 5月30日

発 注 者 吹 田 市代表者 吹田市長 後藤 圭二

受 注 者 大阪府吹田市原町3丁目26番1-607号 有限会社エイケンサービス

代表取締役 松尾 義隆

(EJ)

(総 則)

- 第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書(以下「設計書等」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。 (法令上の責任)
- 第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働 安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければな らない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和2 7年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては時価の10分の8 の額)、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただ し、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第1 9条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 (一括委任等の禁止及び誓約書の提出)
- 第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、

発注者の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を 発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市 条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した 誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は 下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は 下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。 (特許権等の使用)
- 第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履 行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

- 第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不適当と認 めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

- 第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市 規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届ととも に成果品一切を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について 検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

- 第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払 を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
 - (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) この契約に違反したとき。
- 第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人 の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を 代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められると き。
 - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる

とき。

- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規 定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。 (受注者の解除権)
- 第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除する ことができる。
 - (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

- 第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。 (契約が解除された場合等の違約金)
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した 場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者 の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発 注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

- 第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は成果品(委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、 地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則 に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

吹田市立保育所等ゴキブリ駆除業務仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等ゴキブリ駆除業務

2 業務の場所

別紙「園一覧表」のとおり

3 業務の内容

保育所等給食室のゴキブリ駆除等

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 実施方法

- (1) 事前調査(施行前) ……ゴキブリの生息密度調査
- (2) 防除作業(施行) ……駆除処理
- (3) 効果測定(施行後) ……事前調査と同じ方法で実施
- ※ 仕様薬剤は、医薬品のベイト剤(有効成分ヒドラメチルノン等)を使用すること。その他の殺虫剤を使用する際は、厚生労働省の認定薬剤を使用のうえ、環境汚染、薬害の無いよう使用前に届出を行うこと。
- ※ 本業務に要する器具及び消耗品は受託者の負担とする。

6 実施回数及び実施時期

年2回(6月及び9月)実施すること。

日程及び時間については、各施設と調整を行い、日時の調整をして調理作業等に支障のないように努めること。

ただし、作業時間については給食等業務終了後(平日午後 4 時半頃)以降に業務を開始 し、閉園時間(午後 6 時頃)までに終了を予定して業務を行うこと。

7 留意事項

- (1)業務実施に当たっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。
- (2) 作業開始前・終了後は、必ず当該施設の職員へ確認を行うこと。
- (3)業務において発生したゴミ及び不要物は作業者側において処理すること。
- (4)施設及び付帯設備の保全に留意し破損・故障等を発見したときは速やかに報告すること。

8 仕様書等についての質問先

吹田市児童部保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当(06-6834-1541)

別紙 園一覧表

	所属	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
	山田保育園	565-0822	山田市場19-9	6878-0223	6878-0223
	いずみ保育園	564-0041	泉町2丁目11-43	6388-6088	6388-6088
	南千里保育園	565-0854	桃山台1丁目4-1	6871-0767	6871-0767
	ことぶき保育園	564-0002	岸部中2丁目2-1	6388-4411	6388-4411
	岸部保育園	564-0001	岸部北2丁目2-2	6389-2838	6389-2838
保	千里山保育園	565-0842	千里山東2丁目19-22	6389-2200	6389-2200
育	東保育園	564-0012	南正雀4丁目1-1	6382-7010	6382-7010
袁	垂水保育園	564-0062	垂水町1丁目6-9	6386-2974	6386-2974
	吹一保育園	564-0032	内本町1丁目23-28	6382-7782	6382-7782
	吹六保育園	564-0038	南清和園町40-31	6319-0237	6319-0237
	片山保育園	564-0072	出口町32-1	6380-9558	6380-9558
	千三保育園	565-0851	千里山西1丁目12-1	6386-9178	6386-9178
	山三保育園	565-0824	山田西1丁目27-15	6876-4602	6876-4602
	はぎのきこども園	565-0874	古江台2丁目11-4	6872-1012	6319-8600
	千里新田こども園	565-0853	春日4-10-1	6386-9262	6386-9262
	江坂大池こども園	564-0063	江坂町3-13-1	6386-9226	6386-9226
	いずみ小規模園	564-0041	泉町2丁目11-43	7670-6388	7670-6388
	認 定 こ ど も 園 吹 田 第 一 幼 稚 園	564-0031	元町30-44	6381-0049	6381-0049
	認定 こども 園吹田南幼稚園	564-0043	南金田1-4-16	6386-2677	6386-2677
	認定 こども園千里第二幼稚園	565-0843	千里山松が丘25-1	6380-7451	6380-7451
幼稚	認定 こども 園岸部第一幼稚園	564-0002	岸部中2-19-1	6389-2623	6389-2623
遠	認定 こども 園豊津第一幼稚園	564-0063	江坂町1-15-42	6384-8301	6384-8301
	認定 こども 園山田第一幼稚園	565-0821	山田東2-33-3	6877-5858	6877-5858
	認 定 こ ど も 園山 田 第 三 幼 稚 園	565-0824	山田西1-4-1	6877-4571	6877-4571
	認 定 こ ど も 園 佐 竹 台 幼 稚 園	565-0855	佐竹台5-12-1	6871-2234	6871-2234

収入即紙

業務委託請書

令和 3年 3月18日

吹田市長 後藤 圭二 殿

所 在 地 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号

商号又は名称 (株)シー・アイ・シー 関西支社

代表者氏名 常務執行役員関西支社長 奥薗 豊之 印

1	委	託	業	務	名	岸	部保育	育園有	有害鳥	獣(フ	カラン	ス) の j	巣撤っ	占業務	Z D					
2	場				所	岸	岸部保育園													
3	履	行		期	間	令	和 3年	年 3月] 18 ⊟	l か	·6	令和	3年	3月3	1日	まで				
4	業	務	委	託	料				千	百	+	億	千	百	$rac{+}{rac{1}{2}}$	万 6	⁴	0	0	0
				る消費 税の												¥	6	0	0	0

上記のとおり業務を請け負います。

つきましては、吹田市財務規則及び関係法令を順守し、別冊の図面及び 仕様書のとおり履行期間内に完成引き渡します。

なお、履行期間中は、吹田市の指示に従い、違反しません。

岸部保育園有害鳥獣(カラス)の巣撤去業務 仕様書

【業務内容】

保育幼稚園室及び保育園の指示に従い、カラスの巣の撤去を実施する。

【対象施設】

岸部保育園(吹田市岸部北 2-2-2)

TEL: 06-6389-2838

【対象箇所】

園庭内樹木 2 か所 (カシ、カイズカイブキ)

【安全確保】

作業中は事故及び保育に支障をきたすことのないよう十分注意し作業にあたること。業務実施において損害を与えた場合に要する費用はすべて請負者の負担とする。

【事前調査】

作業前に、必ず当該園長と打ち合わせ(内容確認)すること。

【作業日程】

令和3年3月18日から令和3年3月31日とする。

賃貸借契約書

20003982

1	委	託	業	務	名	は・	ぎの	きこと	ども園	• 佐	竹台	幼稚	園自重	動体タ	卜式除	細動	器 (/	AED)	賃貸	借
2	場				所	は	はぎのきこども園・認定こども園佐竹台幼稚園													
3	履	行		期	間	令	令和 2年 8月 1日 から 令和 7年 7月31日 まで													
4	業	務	委	託	料				千	百	+	億	千	百 ¥	4	万 5	9	_百	6	0
		ち取引 び地力													¥	4	1	7	6	0
5	契	約	の	保	証	免	除													
6	適	用	余 タ	卜 条	項	第	4	条												

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり。)によって公正な委託契約を締結し、 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 8月 1日

発 注 者 吹 田 市代表者 吹田市長 後藤 圭二

受 注 者 所在 大阪市北区東天満1丁目5番12号 商号又は名称 国際セーフティ株式会社 代表者 代表取締役 徳田 穂積 (総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の履行期間内に業務を誠実に履行しなければならない。

- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様がある時は、発注者受注者協議して定める。
- 3 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。

(目的)

第1条 この契約は、受注者が発注者に自動体外式除細動器及び付属品(以下「機器」という。)を提供するために発注者の指定する場所に設置し、常時正常な状態で稼働し得るよう機器の使用に必要な消耗品類を供給し、発注者が常時正常な状態で機器を利用できることを目的とする。

(契約金額の内訳等)

第2条 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

(年度別内訳)

令和2年度(令和2年8月1日から令和3年3月31日まで)

年度額 金 61,248円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7,656円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

年度額 金 91,872円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7,656円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

年度額 金 91,872円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7.656円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

年度額 金 91,872円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7,656円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

年度額 金 91、872円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7,656円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度(令和7年4月1日から令和7年7月31日まで)

年度額 金 30,624円(消費税及び地方消費税を含む。)

月額 金 7,656円(消費税及び地方消費税を含む。)

(契約の保証等の基準額)

第3条 契約の保証の額、賠償金及び違約金を算定する場合の基準額(以下「基準額」という。)は、 契約金額の年額相当額である金91,872円とする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額)、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21 条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(契約の対象)

第5条 この契約の対象は、別紙「仕様書」記載の条件を満たす機器とする。

(機器の引渡し及び設置等)

第6条 機器の引渡し及び設置に関しては、発注者受注者協議のうえ定める。なお、設置及び撤去に要する費用は、受注者の負担とする。

(保険)

第7条 受注者は、機器について動産総合保険等を付すものとする。なお、その費用は受注者の負担とする。

(保守点検)

- 第8条 受注者は、機器を良好に使用できるよう、必要に応じて保守点検を実施するものとする。
- 2 受注者は、次のとおり保守点検を実施するものとする。
- (1)機器の適正な使用方法に関する説明・指導
- (2)機器を良好な状態に保つための定期点検・整備
- (3)機器が汚損した場合等の、発注者の要請に基づく速やかな整備

(消耗品の供給)

第9条 受注者は、機器を良好に使用できるように機器に必要な消耗品を供給するものとする。このため、事前に発注者の承認を得たうえ、機器の設置場所に立ち入ることができる。この場合、受注者は、必ずその身分を証明する証票を呈示しなければならない。

(所有権)

- 第9条 機器の所有権は、受注者に帰属し、発注者は善良なる管理者の注意義務をもって使用管理するものとする。
- 2 発注者は、この契約による権利を他に譲渡し、又は担保物件に供したりして受注者の所有権を侵害し、あるいは、その恐れがある行為をしてはならないものとする。
- 3 受注者は、必要と判断したときは、発注者に通知の上、機器を点検できるものとする。

(損害賠償)

第10条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって、機器及び消耗品を滅失または損害を与えた場合は、その賠償を請求することができるものとする。ただし、受注者が、第7条の保険金を付し、その保険金を受け取った場合は、発注者は、この保険金額を限度として、賠償金の全部又は一部を免除されるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

- 第12条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発 注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第17条第3項各号に該当する者を受任者又は下請負としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第17条第3項各号に該当する者を受任者又は 下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、この契約の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務責任者)

- 第14条 受注者は、業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者又は業務責任者は、発注者の指示に従い本業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の業務責任者について、本業務の実施又は管理について著しく不適当と認める ときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第15条 発注者は、必要がある場合には本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止することができる。この場合において、請負代金又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(料金の支払)

第16条 発注者は、第2条に定められた金額について、当該年度分の賃貸借料を年度当初(4月)に発注者に請求するものとする。発注者は、その請求があった日から30日以内に賃借料を支払うものとする。ただし、この契約締結後初回の請求においては、契約締結月(令和2年8月)に請求することとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (2) 第19条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をい

- う。) 又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
- (5) 第12条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第17条、第17条の2及び前条の規定によるほか、 必要があるときは、契約を解除することができる。
- 5 前項又は第19条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了 した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

- 第18条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

- 第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

- 第20条 受注者がこの契約に関して、第17条の2第3号又は第4号のいずれか該当したときは、 発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は賠償金として、基準額の100分の10に相当す る額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第17条の2第4号のうち、受 注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 発注者が第17条、第17条の2又は第17条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注 者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(機密の保持)

第23条 受注者は、契約の履行中、発注者の機密に属する情報を知り得たとしても、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

はぎのきこども園・認定こども園佐竹台幼稚園自動体外式除細動器(AED)賃貸借仕様書

この仕様書は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)等の賃貸借について、その内容を示すものであり、その仕様は次のとおりとする。

1 件名

はぎのきこども園・認定こども園佐竹台幼稚園自動体外式除細動器(AED)賃貸借契約

2 設置場所

はぎのきこども園 吹田市古江台 2 丁目 11 番 4 号 (06-6872-1012) 認定こども園佐竹台幼稚園 吹田市佐竹台 5 丁目 12 番 1 号 (06-6871-2234)

3 契約期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

- 4 品名及び数量
 - 1か所につき
 - (1) AED本体 ※JRC 蘇生ガイドライン 2015 対応機種であること 1台 (参考機種: PHILIPS ハートスタート FR x +) 同等品可 ※現存収納ボックス (内寸:幅 34cm×奥行き 13.5cm×高さ 40cm) に収納可能であること。

【AEDの仕様】

- ①AED本体及び使用する電極パッドは医療用具(除細動器)として、薬事法の承認を得ていること。
- ②新品であること。
- ③成人・小児のエネルギー切り替えが容易にできること。
- ④電極パッドは成人・小児共通で使用できるものであること。
- ⑤バッテリー方式で作動するものであること。
- ⑥通電波形は二相派形式であること
- ⑦除細動までの動作を音声又はディスプレイにてガイダンスできる機能を有すること。
- ⑧電気ショック(除細動)が必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取消し(キャンセル)する機能を有すること。
- ⑨AED本体がバッテリー残量を含めたセルフテストを毎日行えること。
- ⑩0歳を含む未就学児でも薬事承認上、使用可能であること。
- (2) 付属品 本体(1台)に付属する装置等は、次のとおりとする。

- ①キャリングバッグ1台
- ②バッテリー1個
- ③電極パッド (成人・小児共通) 2組
- ④小児用切替器具(本体で小児用に切替可能な場合は不要)1個
- ⑤取扱説明書(日本語)1部
- ⑥AED設置シール2枚

5 その他

- (1) 定期消耗品 (バッテリー、電極パッド) は、使用期限までに無償で交換すること。また、使用後に交換が必要となる消耗品も無償で交換すること。
- (2) 各保育所等に設置している現況機器の撤去及び廃棄については、法令順守の上、受注者の負担にて処分すること。
- (3) 賃貸借契約の満了に伴う機器の撤去及び廃棄は受注者の責任において行うものとし、その費用は受注者が負担すること。
- (4) 受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保するものとし、その費用は受注者が負担すること。
 - (5) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。